定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ガーデナース南永山

重 要 事 項 説 明 書

株式会社　リライフ
〒０７９－８４１８
旭川市永山８条１丁目１番２３号
電　話　０１６６－７３－８１３２
ＦＡＸ　０１６６－７３－８１３３

定期巡回・随時対応型訪問介護看護　重要事項説明書

この定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「定期巡回・随時」といいます。）重要事項説明書は、当事業所の運営規程の概要や勤務体制、その他重要事項を記したものです。ご利用者またはその代理人（ご家族等）に対してこの書面を交付し、ご説明することは事業者の義務として法令上規定されています。

1.　（事業の目的）

株式会社　リライフ（以下「事業者」といいます。）が開設する「定期巡回・随時事業所（以下「事業所」といいます。）」が行う指定定期巡回・随時の事業（以下「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のオペレーター、訪問介護員および看護師等（以下「従業者」といいます。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定定期巡回・随時を提供し、①重度な介護が必要な状態になっても２４時間安心して在宅で暮らし続けることができるサービス基盤を確立する、②いつでも介護の専門職がコールを受け付けることで在宅で生活する要介護高齢者の不安を解消する、③必要な時に必要な定期巡回・随時を提供することで要介護高齢者の自立を支援することを事業の目的とします。

2.　（運営の方針）

①　事業所は、ご利用者が可能な限りその居宅において、ご利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回または通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、ベッドから　の転倒転落など突発的な介護への対応など安心して在宅生活を送ることができるよう定期巡回・随時を提供いたします。

②　事業所は、自立支援の理念に基づき、ご利用者が自立生活していくために、ご利用者の能力に応じて、ご自身にできることは可能な限りしていただくことで、心身機能の維持向上を図るという介護本来の理念を実践いたします。

③　事業所が、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の建物内に設置されている場合においても、正当な理由がある場合を除き、地域のご利用者に対してもサービスを提供いたします。

3. （会社概要）

法人名	株式会社　リライフ	代表者	代表取締役　小　松　良　則
法人所在地	旭川市永山８条１丁目１番２３号	電話番号	０１６６－７３－８１３２
事業内容 （主な事業内容は右記のとおりです。）	訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防・日常生活支援総合事業		

4. （サービスを提供する事業所の概要）

この項目に記載されている内容は、説明日時点の当該事業所の概要となります。

事業所名	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ガーデナース南永山
所在地	旭川市永山８条１丁目１番２３号
電話番号	０１６６－７３－８１３２
ＦＡＸ番号	０１６６－７３－８１３３
指定事業所番号	０１９２９０２４９２
通常の事業の実施地域	旭川市
サービス提供日時	
営業日	年中無休
営業時間	２４時間
受付・相談日時	
営業日	平日
営業時間	8：30～17：30

第三者評価について	
実施の有無	無
直近の実施年月日	－
評価実施機関	－
開示状況	無

職員体制						
職種		常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	計
管理者		1 人	人	人	人	人
計画作成責任者		2 人以上	人	人	人	人
オペレーター	介護福祉士	3 人以上	人	人	人	人
	介護支援専門員	人	人	人	人	人
	看護師	2 人以上	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人	人
訪問介護員等	介護福祉士	3 人以上	人	人	人	人
	介護職員初任者研修	人	人	1 人以上	人	人
	その他	人	人	1 人以上	人	人
看護師等	看護師	4 人以上	人	2 人以上	人	人
	保健師	人	人	人	人	人
	その他	人	人	人	人	人
事務職員		人	人	人	人	人

※　第三者評価とは、事業所の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

　　都道府県毎に対象サービスが異なるため、事業所所在地域では非該当となる場合においても「無」と記載します。

職　種	職務内容
管理者	事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行います。
計画作成責任者	①　利用の申し込みに関する調整を行います。 ②　ご利用者の居宅への訪問面接、関連機関との連携等によりご利用者の心身状況等を把握 します。 ③　定期巡回・随時計画を作成します。 ④　勤務時間は、営業日の「受付・相談」時間に準じます。
オペレーター	①　ご利用者からの通報を受け付け、あらかじめ把握しているご利用者の心身状況等を踏まえて随時訪問サービスの提供の必要性を判断し、必要に応じて訪問介護員等または看護師等に出動を要請します。 ②　勤務時間は、営業日の「サービス提供」時間に準じます。
訪問介護員等	①　オペレーターからの要請に基づき随時訪問サービスの提供に当たります。 ②　定期巡回・随時計画に基づき定期巡回サービスの提供に当たります。 ③　勤務時間は、営業日の「サービス提供」時間に準じます。
看護師等	①　オペレーターからの要請に基づき随時訪問サービスの提供に当たります。 ②　定期巡回・随時計画に基づき定期巡回サービスの提供に当たります。 ③　定期的にご利用者の居宅を訪問しアセスメントを行います。 ④　勤務時間は、営業日の「サービス提供」時間に準じます。

5.　（サービスの内容）

定　期　巡　回　・　随　時　の　内　容	
定期巡回サービス	定期巡回・随時計画に基づき、あらかじめ決められた日時にご利用者の居宅を訪問し、定期巡回・随時を提供します。
随時対応サービス	①　サービスの利用開始にあたり、ご利用者の居宅にケアコール端末およびその付属品を設置します。 ②　オペレーターがご利用者からのコールを受け付け、ご利用者の心身状況や対応履歴等の情報を参照しながら、会話を通じてご利用者の状況を把握し、随時訪問サービスの提供の必要性を判断し、必要に応じて訪問介護員等または看護師等に出動を要請します。
随時訪問サービス	オペレーターからの要請に基づき、ご利用者の居宅を訪問し、定期巡回・随時を提供します。

6.　（ご利用料金およびお支払い方法等）

ご利用料金は、原則として毎月１ヶ月分を集計し、翌月15日までに書面にてご請求いたしますので、請求月の27日までに、ご持参、お振込みのいずれかの方法にてお支払い下さい。

尚、ご持参の場合は、領収証を発行致しますが、お振込みの場合、お申し出がない限り領収書の発行はいたしませんのでご注意下さい。（振込票の控えが領収証の代用となりますので、大切に保管して下さい。）

振込手数料については、お客様負担となりますので、ご了承ください。

ご利用料金につきましては、別紙「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料金」のとおりとします。

7. （定期巡回・随時のご利用についての注意事項）

実施する定期巡回・随時について

① 定期巡回・随時は、居宅サービス計画および定期巡回・随時計画に基づいて提供いたします。

② 居宅サービス計画および定期巡回・随時計画で定められた以外の業務を訪問介護員等および看護師等に依頼することはできません。

③ 定期巡回・随時の内容変更に関しては、ご利用者またはご家族が直接訪問介護員等および看護師等に指示することはできません。サービス実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。

④ 定期巡回・随時の内容変更については、計画作成責任者にご依頼ください。

⑤ ご利用者以外のご家族に対する定期巡回・随時の提供はできません。

担当する訪問介護員等について

① 随時訪問サービスおよび定期巡回サービスの提供にあたっては、介護福祉士などの資格をもった従業者が行います。

② 当社の選任した訪問介護員等が定期巡回・随時を行います。ご利用者またはご家族が訪問介護員を指名することはできません。

担当する看護師等について

① 随時訪問サービスおよび定期巡回サービスにおける療養上の世話または必要な診療の補助の提供にあたっては、看護師などの資格をもった従業者が行います。

② 当社の選任した看護師等が定期巡回・随時を行います。ご利用者またはご家族が看護師等を指名することはできません。

③ 訪問看護サービスは事業所の連携する訪問看護事業所より提供いたします。

サービス提供する上で使用する物品について

ご利用者のお住まいで、定期巡回・随時を提供するために必要な備品等（水道、ガス、電気等）を無償で使用させていただくことがあります。

随時訪問サービスの到着時間について

① 随時訪問サービスの提供に際しては、到着までに要する時間はその時点での交通事情、気象状況や訪問介護員等または看護師等の稼働状況等により変化いたします。

② オペレーターは、ご利用者に対してあらかじめ想定される到着時刻を伝え、ご利用者の了解を得た上で訪問介護員等または看護師等に出動を要請します。

守秘義務

① 事業者は、定期巡回・随時を提供する上で知り得たご利用者およびご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、サービスが終了した後も継続します。

② 事業者は、ご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身の状況等の情報を提供できるものとします。

③ 事業者は、ご利用者およびご家族等にかかる居宅介護支援事業者やその他居宅サービス事業所との連携を図るために、個人情報を用いる必要がある場合、事前に同意の書面を交わすこととといたします。

訪問介護員等および看護師等の倫理規定

① 訪問介護員等または看護師等個人の電話番号や住所は、お知らせできないことになっております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。

② 訪問介護員等および看護師等は、仕事中の茶菓、お礼は一切受け取れないことになっております。ご理解いただけますようお願い申し上げます。

金銭等の取り扱いについて

① 買い物、薬の受け取り以外のお金の取り扱い（預金通帳を預かる等）はできません。

② お金の管理が困難な場合には、成年後見制度や権利擁護事業等の利用をご検討ください。なお、制度の内容については、担当の介護支援専門員や当事業所の管理者または計画作成責任者にお問い合わせください。

合鍵の預かりについて

① 随時訪問サービスまたは定期巡回サービスを実施する上で、居宅への入室方法を確保するために必要に応じて合鍵をお預かりいたします。

② 合鍵をお預かりする際には、鍵預かり証を発行します。

③ お預かりした合鍵は当事業所で責任を持って保管・管理いたしますが、万が一紛失した際には当事業所の費用負担によりすみやかに錠前を交換させていただきます。

④ ご利用者より合鍵返却の求めのある都度、および定期巡回・随時が終了となった時点で、鍵返却証を発行し、すみやかに合鍵を返却します。

8. 【緊急時の対応方法】

定期巡回・随時の提供中にご利用者の容体に変化等があり、緊急の対応が必要と判断される場合は、事前の打合せにより決めさせていただいた、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。（訪問介護員等または看護師等は、救急車への同乗はいたしません。）

9. 【教育・研修体制】

事業所は、定期巡回・随時の従業者に対し、その知識および技能の向上を目的として、定期的な教育と研修の機会および内容を以下のように設けています。

① 入社時研修　採用後１ヶ月以内
② 継続研修　年１０回

【研修内容】

① 定期巡回・随時の従業者としての専門的な業務について。
② 高齢者虐待防止法などの他法制度について。
③ その他、定期巡回・随時の実施のために必要な事項について。

10. 【虐待防止の為の措置】

① 事業所は、ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。
(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
(2) ご利用者およびそのご家族からの苦情処理体制の整備
(3) 成年後見制度の利用支援
(4) 虐待防止に関する責任者として管理者を選定
(5) その他虐待防止のために必要な措置

② 事業者は、ご利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ市区町村へ報告するものとします。

11. 【定期巡回・随時の事故について】

定期巡回・随時の提供にともなって、当事業者の責めに帰するべき事由により、万一事故が発生し、ご利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合には、すみやかに市区町村、ご利用者の家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡をとり必要な措置を講じるとともに損害を賠償します。

ただし、ご利用者またはその代理人にあらかじめご了解のあったサービス内容およびサービス手順での提供中に、ご利用者またはその代理人の重過失から事態が発生した場合には、当事業者は賠償責任を免除、または賠償額を減じる事があります。

なお、当事業者の責めに帰すべからざる事由によって生じた損害については、当事業者は賠償責任を負いません。とりわけ、以下の事由に該当する場合には、当事業者は賠償責任を免れます。

① ご利用者が、契約締結時にその疾患および身体状況等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
② ご利用者もしくはご家族等が、定期巡回・随時の実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
③ ご利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施した定期巡回・随時を原因としない事由に起因して損害が発生した場合。
④ ご利用者またはご家族等が、事業者の指示・助言・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。
⑤ 物品等の破損が自然にまたは老朽化により発生した場合。

12. 【相談・苦情の対応】

事業所受付	相談・苦情窓口	（電　　話）	０１６６－７３－８１３２
		（受付時間）「4.サービスを提供する事業所の概要」に記載する営業日、営業時間のとおり	
		（担当者）	村本・伊藤
申し立て機関 外部苦情	ご利用者がお住まいの各市区町村外部苦情窓口	（担当窓口）	旭川市福祉安心部指導監査課
		（受付時間）	8:45～17:15
		（電　話）	０１６６-２５-９８４９
	都道府県国民健康保険団体連合会	（担当窓口）	北海道国民健康保険団体連合会
		（受付時間）	8:45～17:15
		（電　話）	０１１-２３１-５１６１

相談・苦情発生時の対応

相談・苦情の受付

↓

相談・苦情の内容確認

↓

事実の調査と再発防止策の立案

①苦情発生の要因の分析
②具体的な防止策の検討・立案
③事業所従業者への周知と再発防止策の実施の指示
④社内関連部署への周知と再発防止策の実施の指示

↓

苦情再発防止策の実施

13. 【緊急時・事故発生時の対応】

事業所は、定期巡回・随時の実施により、病状の急変および事故が発生した場合には、すみやかに主治医およびご利用者のご家族などに連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

病状の急変・事故の発生

↓

ご本人の状態の確認

↓

主治医等へ連絡または救急車要請 / ご家族への連絡 / 事業所への連絡

↓

緊急事態・事故発生後の対応

①事故の状況、原因の明確化
②責任の所在と内容の明確化
③必要に応じ損害賠償の手続き
④必要に応じ都道府県・市区町村への報告
⑤居宅介護支援事業所への報告

再発防止への対応

①事故発生の要因の分析
②具体的な防止策の検討・立案
③事業所従業者への周知と再発防止策の実施の指示
④社内関連部署への周知と再発防止策の実施の指示

年　　月　　日

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に際し、本書面に基づき□契約者□代理人に、重要事項の説明を行いました。

＜　事業者　＞ 所在地　旭川市永山８条１丁目１番２３号

事業者名 株式会社　リライフ

代表者名 代表取締役　小　松　良　則

事業所名 定期巡回・随時対応型訪問介護看護　ガーデナース 南永山

説明者名　　㊞

私は、本書面に基づいて事業所から定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての重要事項の説明および当該重要事項説明書の交付を受け、その内容について同意しました。

住　所

＜ご利用者＞

氏　名　　㊞

住　所

＜　代理人　＞

氏　名　　㊞

（続柄　　）

ご利用料金について

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用料金】

介護保険　1割負担　利用料金」

	基本単位数	ｻｰﾋﾞｽ利用料	利用者負担額	※１）日割減算額
要介護	（単位/月）	（全額：円/月）	（一割：円/月）	（円/日）
要介護１	7,787	94,620	9,462	91
要介護２	12,165	138,400	13,840	141
要介護３	18,569	202,440	20,244	216
要介護４	22,891	245,660	24,566	266
要介護５	27,732	294,070	29,407	322

＜加算＞

基本単位数	ｻｰﾋﾞｽ利用料	（全額：円/月）
※2）初期加算	30 単位/日	300 円/日
※3）総合ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ体制強化加（I）	1200 単位/月	12,000 円/月
※4）緊急時訪問看護加算（I）	325 単位/月	3,250 円/月
※5）ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加（Ⅰ）	750 単位/月	7,500 円/月
※6）生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200 単位/月	2,000 円/月
※7）定期巡回特別管理加算（Ⅱ）	250 単位/月	2,500 円/月
※8）口腔機能連携強化加算	50 単位/月	500 円/月

上記の他、次の加算（減算）が適用となります。

※9）介護職員等処遇改善加算Ⅰロ

利用単位数に 27.8%を乗じさせていただきます。

同一建物減算

事業所と同一建物に居住する利用者にサービスを行う場合、1 月につき 600 単位を所定単位数から減算します。

※1）日割り減算額

通所系サービス（通所介護・通所リハビリテーション・認知症対応型通所介護）を利用した場合、通所系サービスを利用した日数分を基本単価より日割り減算します。

※2）初期加算

利用開始した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として 1 日につき 30 単位が加算されます。（毎日付きます）

※3）総合ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ体制強化加算（Ⅰ）

利用者の心身状況またはその家族等取り巻く環境の変化に応じ、随時、関係者が共同し定期巡回・対応型訪問介護看護計画の見直しを行っているなど、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を実施している場合の加算

※4）緊急時訪問看護加算(Ⅰ)

利用者またはその家族等から電話により看護に関する意見を求められた場合には常時対応できる体制にある場合で、計画的に訪問することになっていない緊急時訪問を行う体制にある場合には当核加算を算定する旨を説明し同意を得た場合の加算

※5）サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

職員の介護福祉士の有資格者の割合や質の高いサービスを提供する体制にある事業所を評価する体制を整えることによる加算

※6）生活機能向上連携加算（Ⅱ）

外部のリハビリテーション専門職と連携して利用者の生活機能の向上を図り、介護事業者とリハビリテーション専門職が一緒に利用者を訪問し、改善状況などを共同で評価し、適切なアドバスを受けることで生活の質を上げる加算

※7）定期巡回特別管理加算（Ⅱ）

訪問看護サービスに関して特別な管理を必要とする利用者に対する加算

※在宅成分栄養経管栄養法指導管理（胃瘻・経鼻経管）

※8）口腔連携強化加算

口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当確評価の結果の情報提供を行った時に算定する加算

（※6・7・8 の加算については、算定対象者のみとなります）

※9）介護職員等処遇改善加算Ⅰロ

介護職員等の介護事業所で働く職員の賃金向上や職場環境の改善を目的とした加算

今回の報酬改定により、介護職員のみならず、介護従事者も対象となりました。